

保存版(改定版)

令和8年6月1日

保護者の皆様

大津市立青山小学校

校長 下村 文宏

非常変災時その他緊迫事態における非常措置について（お知らせとお願い）

平素は、本校教育推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

非常変災が予測される場合の学校対応について、児童の安全を第一に考え、下記のとおり、臨時休業や非常措置をとる場合がありますので、ご確認よろしく申し上げます。

記

1 臨時休業になる場合 <以下の場合には学校からのメール配信連絡はありません>

ニュース等で確認をお願いします。

- ①午前7時の時点で、滋賀県全域または近江南部に、「**特別警報(警戒レベル5)**」、「**危険警報(警戒レベル4)**」または「**暴風を含む警報**」が発令中の場合。

※「大雨警報」や「大雨洪水警報」などの**暴風を含まない警報では休校になりません。**

- ② 前日の下校完了時刻（通常時15時25分）から当日の午前7時までの間に、**「大津市で震度5弱以上」の地震**が発生した場合。（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）

- ③ 前日の下校完了時刻（通常時15時25分）から当日の午前7時までの間に大津市国民保護計画による「**武力攻撃事態**」等による**警報の伝達**が大津市から市民に対してあった場合。（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）

- ④ 滋賀県に「**熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）**」が発表された場合、その翌日は臨時休業。

（ただし、②③の場合において、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて学校長が判断し、平常どおりの授業を行うこともあります。）

2 学校長の判断で非常措置をとる場合 <学校からのメール配信で連絡します>

連絡のない場合は通常どおり登校させてください。

- ① 午前7時の時点で、前項1-①に示す警報が発表されていない状態であっても、以下のいずれかの状況が発生している場合は、必要に応じて、臨時休業又は始業時刻の繰り下げ措置を行うことがあります。

○**警戒レベル3**の大雨警報、**氾濫警報**、**土砂災害警報**、または大雪警報のいずれかが発表されている場合

○避難情報が発表され、青山小に避難所が開設されている場合

- ② 登校後に、前項1-①に示す警報が発令された場合には下校の措置をとります。

- ③ 下校の時間帯に、天候が急変し大雨や強風等が心配される際は、状況を総合的に勘案の上、「学校待機」としたり、終業時刻を繰り上げたりする場合があります。